承認番号　16－46Ａ－0002

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 理事長　井邊　時雄 茨城県つくば市観音台３丁目１番地１ 群馬県蚕糸技術センター 所長　須関　浩文 群馬県前橋市総社町総社2326番地２
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	青色蛍光タンパク質含有絹糸生産カイコ（*HC－Sirius, Bombyx mori*）(GN13×GCS13)
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離飼育区画における幼虫の飼育（３齢幼虫期以降から繭の形成まで）並びに繭の生産、保管、運搬、不活化処理及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	隔離飼育区画の所在地：群馬県前橋市総社町総社2326番地２ 隔離飼育区画の名称　：群馬県蚕糸技術センター 遺伝子組換えカイコ飼育調査区画 使用等期間　：承認日から平成33年３月31日まで 隔離飼育区画内の施設の内容：別に定める「隔離飼育区画の施設内容及び受容環境」のとおりとする。 隔離飼育区画の要件： １　次に掲げる設備を有すること。 ⑴　施設内への部外者の立入りを防止するため、遺伝子組換えカイコを隔離して飼育するための遺伝子組換えカイコ飼育調査区画（以下「隔離飼育区画」という。）を取り囲むように金属製フェンス（高さ1.8m）を設置している。 ⑵　遺伝子組換えカイコを飼育する区画であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を明示した標識を見やすい所に掲げている。 ⑶　隔離飼育区画内のパイプハウス蚕室は鋼管による骨組みで、内側の網（４㎜目以下）と外側のフィルムで二重に被覆している。外側のフィルムは、天井、妻面及び側面に開閉可能な部分があるが、内側の網は開閉しない（出入口を除く。）。 ⑷　隔離飼育区画内のプレハブ蚕室は屋根、壁、戸及び窓を備え、開閉可能な窓、戸（出入口を除く。）及び換気口には４㎜目以下の網を張っている。 ⑸　隔離飼育区画内の残渣処理室は鋼管による骨組みで、全体を網（４㎜目以下）で覆い、天井部外側をフィルムで被覆している。内側に網を保護する合板（高さ0.9m）を設置している。 ⑹　不活化処理で用いる冷凍庫（－30℃～－20℃設定）の設置は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）に基づく第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置が講じられた区画とする。 ２　次に掲げる事項を遵守すること。 ⑴　別に定める作業要領に従う。 ⑵　別に定めるモニタリング計画書に基づき、モニタリングを実施する。 ⑶　生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画書に基づき、速やかに対処する。

○経済産業省告示第百七十二号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十八年経済産業省告示第百三十号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成二十八年六月三日　　経済産業大臣　林　幹雄

災害名	地域	指定の期間
平成二十八年熊本地震	熊本県 大分県 鹿児島県 長崎県 宮崎県 佐賀県	平成二十八年四月十四日から平成二十八年九月二日まで

○国土交通省告示第八百二号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十八年五月二十四日付けをもつて次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年六月三日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5047号	小型船舶用浮力補助具	ＴＫ－27型	高階救命器具株式会社	布地及び縫い糸を変更
第5048号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）	ＴＫ－26型	〃	布地を変更
第5275号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）	ＴＫ－180ＲＳ型	〃	布地及び縫い糸を変更

○国土交通省告示第八百三号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月三日　　国土交通大臣　石井　啓一

附則第三項の表二の項、同表三のロの項及び同表四の項利率欄中「〇・二パーセント」を「〇・一パーセント」に改める。